

人間ドック受診費用補助

1 給付要件

(1) 医療機関が実施するすべての人間ドック（オプション検査を含む）・脳ドック・PET検診の受診に対し、1年度につき1回限り3,000円を上限に補助します。

1年度のうちに人間ドックと脳ドックを受けた場合でもどちらか片方の受診費用のみ給付の対象となります。

(2) 受診後、人間ドック補助請求書（第5号様式）に人間ドックを受診したことのわかる領収書の写しを添付し、所属長の承認を受け、振興会に提出してください。

2 注意事項

(1) 領収書に人間ドックを受診したことがわかるように記載されていない場合は、人間ドックを受診したことがわかる資料を添付してください。

例) 受診コース名が「Cコース」等では、人間ドックを受診したことが確認できません。

明細書や申込書、受診結果など、人間ドックを受診したことがわかるものを添付してください。

(2) 領収書を紛失した場合は、医療機関に再発行していただくか、医療機関から支払証明書を発行していただく。なお、領収書の再発行及び支払証明書の発行には手数料がかかる場合があります。

(3) 領収書の原本を提出された場合でも領収書の返却はいたしませんのであらかじめご承知ください。

(4) 市町村や他団体から補助を受けた場合は、その補助額を差し引いた額に対して補助をします。

例) 医療機関への支払いが23,000円で市町村互助会等から5,000円の補助がある場合

医療機関への支払い	23,000円	
互助団体からの給付	△ 5,000円	
差引額	18,000円	← この額から3,000円を補助する。
振興会	3,000円	
本人負担	15,000円	

人間ドック補助請求書については、振興会ハンドブック令和3年度版89頁をコピーしていただくか、「各種事務手続き」からダウンロードすることもできます。

給付金の振込予定日は、振興会で請求書を受領した月の「翌月25日(営業日)」です。給付スケジュールについては、振興会ハンドブック令和3年度版8頁をご覧ください。